

学校保健安全法医療券制度について（お知らせ）

和泉市教育委員会では、学校保健安全法に基づいて、市立小中学校及び義務教育学校の要保護及び準要保護児童・生徒に対し、医療券を発行しています。下記にあげられている病気がある場合には、学校に医療券交付申請書を提出してください。

なお、個人番号（マイナンバー）法の規定により今年度初めて医療券申請する場合は、個人番号（マイナンバー）を記載し、必要書類をご提出いただき医療券の申請をお願いします。
この場合は保護者の方が直接和泉市教育委員会事務局（和泉市役所内）へ医療券交付申請書と、本人確認書類を持参してください。※持参が難しい場合は和泉市教育委員会事務局（0725-99-8160）までご連絡ください。

1. 医療券の対象となる病気

	病名	注意事項
歯科	むし歯（う歯）	保険の範囲内に限ります。 むし歯以外の治療となる歯肉炎・口腔指導・歯石除去・交換期障害・フッ素塗布等は対象となりません。
耳鼻咽喉科	中耳炎・アデノイド・慢性副鼻腔炎（ちくのう症）・ アレルギー性副鼻腔炎（慢性）	急性副鼻腔炎、副鼻腔炎、鼻炎、アレルギー性鼻炎、 アレルギー性副鼻腔炎（急性）等には使えません。
眼科	トラコーマ・結膜炎（アレルギー性結膜炎を含む）	
皮膚科	はくせん（水虫・たむし・しらくも等）・かいせん・のうかしん（とびひ）	
内科	寄生虫病（回虫病・ぎょう虫・虫卵保有等）	

※ 上記の病気に伴う薬剤調剤券も発行しますが、該当となる病気以外の薬は自己負担となります。

2. 手続きについて

- (1) 医療券交付申請書を学校から受け取ってください。
- (2) 医療券交付申請書に必要事項を記載し、今年度初回は**教育委員会**へ、今年度2回目以降は学校へ提出して医療券を請求してください。

※持参が難しい場合は和泉市教育委員会事務局（0725-99-8160）までご連絡ください。

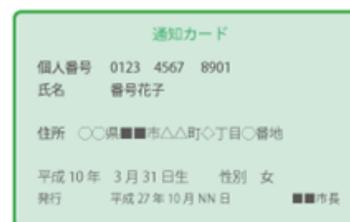
※今年度初めて医療券交付申請書を提出する場合

年度内に初めて医療券を申請される場合は、医療券交付申請書に申請者（保護者）及び対象児童・生徒の個人番号（マイナンバー）を記載し、医療券交付申請書の裏面へ下記①②③のいずれかを貼布してください。**個人番号（マイナンバー）の取得については、他人へのなりすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。次の①②③のいずれかの方法で申請してください。（本人確認については申請者（保護者）のみ必要となります。）**

参考1：個人番号カード



参考2：通知カード



- ①個人番号カード（表・裏）（※参考1）の写しを裏面へ貼布
- ②通知カード（※参考2）の写しと※本人（実存）確認ができるものの写しを裏面へ貼布
- ③個人番号の記載された住民票の写しなどと※本人（実存）確認ができるものの写しを裏面へ貼布

※本人（実存）確認ができるもの【いずれか】

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等

- (3) 学校から保護者へ医療券が届きます。（申請から発行まで約二週間程度かかります。）
- (4) お手元に医療券が届きましたら、速やかに医療券を医療機関へ提出してください。（必ず**診療前**に提出してください。）
- (5) 医療機関で診察を受けてください。（診察を受けるときは、医療券・健康保険証・各種医療証（乳幼児医療証などを提出してください。）

3. 注意点

- ※ 医療機関では、さかのぼって医療券を使用していただけない場合がありますので、必ず**診療前**に医療機関へ提出するようお願いいたします。
- ※ 医療券を申請中で、まだお手元にはない場合は医療券を使用する旨を必ず事前に医療機関へ伝えてください。
- ※ 医療券の有効期限は医療券に記載されている月のみとなります。
他の月には使用できませんので、治療が継続する場合は月ごとに学校へ医療券の申請をしてください。
- ※ 医療券を使用しなかった場合は、必ず学校へお返しく下さい。
- ※ 3月分の医療券発行につきましては、必ず春休みに入るまでに申請してください。4月になりましたら、発行できませんのでご注意ください。